

申京煥君の『強制送還』を許すな！

シンキョンファン

75・3・30 関西集会報告集



申君支援運動資料集 NO.2

目次

パンフ発行に際して	1
3・30集会基調報告	2
" 申京煥君の発言	16
" 仙谷弁護士の講演	19
集会アビール	28
① 在日韓国青年同盟兵庫県本部	
② 在日韓国学生同盟大阪・京都・兵庫地方本部	
③ 在日大韓基督教青年会全国協議会	
④ 在日外国人の人権を守る会 他	
年表	34

パンフ発行に際して

事務局 宝塚福井教会牧師 川 端 論

「あゝエルサレム、お前ももし『平安を見る』という、自分の名のように、きょうでも平安への道が見えたなら、まだ遅くないのに。しかし今それはお前の目に隠されている。やがて時が来て、……お前の子供たちを地べたに叩きつけて……」この二年間、申京煥氏に關つて支援活動を進めてきましたが、このことを通して痛感することは、イエスが同胞に向つて警告していることが、歴史的・現時的にわが日本に深く關つていることを重い程に知らされることです。

在日朝鮮人が何故に日本の地に住まなければならないのか、そして今また追い出しを受けねばならないのか、この事実を生み出している日本政府と社会の体質を、申氏の両親の生涯と申京煥氏の境遇とが、いやというほど教え、警告しているものはないではありません。

この二年間、公判、例会などをおし進めるに従つて、事柄は一層明白になってきています。それは一言で在日朝鮮人の基本的人権が全く無視されていること、又日本人の歴史に対する責任が全く欠落していることです。日本国憲法は基本的人権を保障し、日韓条約に基づく法的地位協定前文は両国間の歴史事情を考慮して、安定した生活の保障と友好をうたっています。しかしながら前記のように実情は極めて暗く、日本政府と社会の盲目と偏狭さはいよいよ問題を困難なものにしています。日に日に民族差別によるしめつけとしめ出しとを強化しているのが実情であります。「あなたがたは、外側は人に正しく見えるが、内側は偽善と不法でいっぱいである」と声が聞えてくるようです。

さてこのような中で、支援活動は休みなく進められており、現実の壁に勇氣をもつて立ち向つています。一人の人間の理不尽な強制送還を許さないために、在日朝鮮人の自由のために、日本人の目ざめのために。

75年3月30日 関西大集会

基 調 報 告

申京煥君を支える会・宝塚事務局

(一) はじめに 問題の所在

1 申君の生活史と民族差別の現実

2 静岡差別裁判

3 在留権のはく奪と追放

(二) 私たちの視座——事務局 日本人グループ

1 問われているもの

2 私たちの課題

3 民衆的な連帯を求めて

(三) 私たちの視座——事務局 韓国人グループ

1 私たちにとって「申京煥問題」とは

2 申京煥君の問題は我々全体の問題だ

3 日本人との「連帯」とは

4 私たちにとって「民族主体性」とは

5 再度、私たちにあって「民族主体性」とは

6 本国キリスト者の発言の「重さ」

はじめに

私たちは、いま、日本政府—入管当局が申京煥君に強要している「在留権」「協定永住許可」のはく奪とそれに基づく「日本からの追放」「強制退去」を、許すわけにはいかない。

日本での在留—居住、これは在日朝鮮人にとって、日々の生活に不可欠な要素である。そして、誰にも強制されず自己の意志のみ従って、日本に在留し、生活を営むということは、彼らにとって当然な歴史的民族的権利なのである。日本政府には、彼らに対して、在留—生存—生活権を完全に保障すべき義務こそあれ、「国益」を盾にした支配層の恣意で、彼らに追放を強要したり、日本に縛りつけたりする権利などありはしないのである。さらに、在留—生存—生活権には、同時に、帰国・往來の自由が含まれることは、いうまでもない。

いま、政府—入管が申君に強要する「在留権はく奪—追放」とは、

在日朝鮮人の歴史的民族的権利である日本における在留—生存—生活権への真向うからの否定であり、その国家意志を貫くために、個人を殺してしまふことに他ならない。

①申君の生活現実こそくしていえば、それは、申君と家族の生活の根こそぎの破壊であり、とりわけ、日本以外にはどこにも生活基盤のない在日韓国人二世である申君にとっては、「社会的死刑」どころか、文字通りの死刑に等しい生命の危機の強要である。

②また、日本民衆の朝鮮(人)への偏見、蔑視の歴史的累積—社会的構造化としての民族差別との関連をみれば、生活史を貫通する民族差別に「めちやくちや」にされた申君を「犯罪者」として断罪することによって、民族差別の現実を覆いかくし、温存助長せんとするものである。

③さらに、政治的には、一九四五年以前の朝鮮植民地支配という歴史的犯罪の清算なき忘却の上に、現在、「経済進出」「日韓一体化」としてすでに顕在化している新たな形での朝鮮再侵略の一層の拡大のために(権名メモ等で明らかにされ、「出入国法」等で遂行される)在日朝鮮人監視・抑圧の制度的強化—入管体制の再編成をもくろむ日本政府の意図との関連から、この「在留権はく奪—追放」の強要を把えうる。つまり、それは、申君を「協定永住者追放」の既成事実ねつ造のためのスケープ・ゴート(犠牲の小羊)にしたてあげ、新入管法—「出入国法」を実質的に発動し、新入管体制を現実化せんとする政治的攻撃に他ならない。

一 問題の所在

政府—入管の強要する申君の「在留権はく奪—追放」にひめられ、ている本質的な問題を追求し、「支える会」運動の意義を明らかにするにあたって、いまいちど運動の原点—申君の生活史に遡り、そこに孕まれていた諸契機の示す意味を具体的に検討することは、避けて通れぬ道だと考える。

1 申君の生活史と民族差別の現実

(1) 両親の渡日—在日と日本帝国主義の朝鮮植民地支配

申君の父、申基伯氏(シンギョク)は一坪の土地もたぬ小作人だった。「日韓併合」(一九一〇年)後に行なわれた悪名高い「土地調査事業」—「産米増殖計画」は、朝鮮農民から大部分の土地を奪い、のみならず、食うべき米さえも日本へ持ち去った。そして、多くの朝鮮農民が土地なき農民—小作人さらに火田民・土幕民—へと陥し込められ、餓死ととなりあわせて生きることを強いられたが、申基伯氏もそうした人々のうちのひとりであった。

一九二二年、彼は生きのびるため、やむなく、若い(というよりはむしろ幼い)妻、金弼連氏(キムピルリョン)を朝鮮に残し、「労働者募集」という名の奴隷狩りに応じて、21歳で渡日した。第一次大戦(一九一四年)の特需景気で「内地」日本がわきかえっているその時、「外

地」朝鮮では、飢餓とたたかい、小作人をして生活できず、妻を残したまま故郷を捨てるという苛酷な状況に追い込まれる農民がいた。

「奴らは自由意志で日本に来たんだから何が起ろうと俺の知ったことじゃない」とうそぶく者がいる。しかし、絶対的な飢餓を前にした人間に、「自由の、意志の」と説教をたれることをこそ、詭弁というのだ。彼らは、食うため、生きのびるため、涙をのんで、故郷を捨て、一家離散に耐えたのだ。それは、「自由」とか「意志」とかいったお題目以前の問題である。

私たちは、強制連行という蛮行のすさまじさに目を奪われ、「自由意志」により渡日した人々の問題をかく見がちである。だが、強制連行による渡日も、「自由意志」に基づく渡日も、その本質は変わらない。それは、日本帝国主義の朝鮮植民地支配下における「人間狩り」に他ならない。

北海道開拓の土方などのきつい肉体労働でつくった、汗の結晶のような20円を妻に送り、東京に呼んだのは、申基伯氏渡日後7年もたった一九二九年のことだった。

夫は日雇労働者（いわゆる「たちんぼ」）を、妻は飯場の飯炊きや内職をしつつ、東京・横浜・鎌倉と職を求めて渡り歩いた。

そうして、ようやく落ちついた先が宝塚で、申基伯氏の仕事は採石労働者だった。多くの朝鮮農民が目的一丁字もない無告の民だったように、申君の両親も「学がなくもちろん文字の読み書きができないので土木の工夫として職につくしか」なかったのだ。

だが、仮りに「学」があったとしても「土木の工夫」以外の職につけたとは思えない。なぜなら、当時の日本でも今日と同様、い

やそれ以上に民族差別は、住居にせよ職業にせよ賃金にせよ「日常茶飯事」だったのだから。

(2) 宝塚韓国小学校での申君と民族教育敵視政策

一九四五年八月十五日は、朝鮮解放の日であるはずだった。しかし在日朝鮮人に対する日本政府の処遇の本質は何ら変わることはなかった。日本政府は、その日までは「同じ天皇の赤子」だとい、植民地支配を正当化しながら、いざ敗戦となると「朝鮮人は軍事上の許すかぎり解放国民として扱うが、必要な場合には、敵国人として扱う」（傍点引用者）というG H Q指令と軌を一にして、今度は手のひらをかえたように、在日朝鮮人を「外国人」だと厄介者扱いしはじめたのである。

実際、一九四八年一月一日、次男・京煥君が生まれてからも申家は、民族差別による生活破壊のため、悲惨なまでに貧しかった。「それに毎日は仕事がないので九人の妻子を養ってゆくにはあまりにも貧しい生活でした。上の兄（京煥君の兄。20歳の時交通事故で夭逝した）や姉達は、おなかいっぱいごはんを食べた記憶がないと、いまでも想い出話にあるほどです」（申点粉^{チョクラン}申京煥の妹）

そして、小学校時代の申君の家は「そこらへんでひろってきたパネルを組み立て、屋根は麦ワラ、稲ワラぶきで、針金を屋根にわたし、その両端を岩にしぱりつけておく。そうする事によって飛ばされるのを防いだのである」（申京煥）というものであった。わたしたちは、ひとをこのような貧困に追い込む民族差別の醜悪さを、そして、それに膝を屈することなく生き抜いてきた在日

朝鮮人の力強さを忘れてはならないだろう。この極貧の底でも、申君の両親は民族の魂を捨てはせず、学齢期に達した息子を民族学校（宝塚韓国小学校）へ通わせることを忘れはしなかったのだ。

「私がまだ小学生のころ、私が韓国人であるというこの事実を理解することができませんでした。当時、私は何人であってもよかったです。」（申京煥）民族学校で温かい同胞と共にいて、生き生きとしていた申君を想い浮かべることができる。民族差別の真只中で、唯一解放されていたのは、民族学校での6年間だけだったのかもしれない。

しかし、当時、日本の私学以上の学費を要した民族教育をうけるには、厳しい差別のもとではあまりにも困難であった。日本の教育行政は、在日朝鮮人の民族教育を徹底して敵視し、民族学校を学校として認めず、日本の学校には与えられる援助を一切行なわなかった。それゆえ、民族教育の学資は、差別によって貧苦に縛りつけられた父兄には過重なものとならざるをえなかったのだ。

だが、そんな、父兄たちの必死の努力にもかかわらず、宝塚韓国小学校は、申君の卒業後一年を待たず、財政の逼迫など諸々の困難をかかえ閉鎖を余儀なくされた。この事実は、日本政府の民族教育への敵視・妨害・弾圧政策がいかに悪辣かつ陰湿であるかを、何よりも雄弁に物語っている。

(3) 中学・高校での申君と民族性抹殺Ⅱ「民族差別」「教育」

「中学に入るやいなや、私は自分がまぎれもない韓国人であることを認めさせられました。自分で理解する前に、クラスの人たちの冷笑に含まれた「チョーセン、チョーセン」という言葉に、

自分の国籍を明らかにされ、やっと理解するにいたりました。当時私は「チョーセン」といわれるのがたまらなく恥かしく、高校に入学しましたが、暴露されることを極度に恐れていたものです」

（申京煥）

もしも、民族教育の中にいたら、これほどまでに苛酷な仕方韓国人であることを明かされることはなかったに違いない。ましてや、おのれが韓国人であることを恥るようなことが、あろうはずはないだろう。

ひとりの人間に、自己を全面的に否定的な存在ととらえることを教え込む―これが、申君のうけた日本の「教育」である。彼の民族性は他ならぬ「教育」の場で磨滅され、抹殺され、彼はおのれが韓国人である事実から逃げることをのみ「教育」されたのだ。

しかも、一方では、「周囲の（同胞の）友人の大多数の職業は三日も雨が降れば死んでしまうようなもの」（申京煥）だという現実が、彼の前面に、いやおうなくたちだかっているのだ。「

「韓国人なんて勉強してもつまらん、どうせ就職なんかできへん」（申京煥）と思ひ込むよりない彼に、日本の「教育」は、民族差別の現実とたたかひとつ教えはしなかった。彼が、「教師に何かしてもらおうとは思わなかった」と述べるように。

おのれの依って立つ根拠Ⅱ民族性を抹殺され、明日の生活展望Ⅱ就職さえ夢みることを許されなかった申君の「学業成績」は高三になるとみるみる下っていった。クラスの日本人生徒の就職がどんどんと決ってゆくなかで、彼だけは「どうせ日本の企業に行けるわけがない」と一切をあきらめるよりなかったのだ。

(4) 就職差別・そして「犯罪」

たったひとつ受けた会社からも、案の定、不採用の通知がきた。申君は、一九六五年、兵庫県立有馬高校を、ついに就職先もないままに卒業した。

「卒業まぎわには、じぶんだけ宙ぶらりんで、心はめっちゃめっちゃだった」(申京煥)申君に、韓国人として生きる自覚と、民族差別とたたかう自信とをあたえるどころか、彼の民族性をおしつぶし、彼の青年らしい夢を奪いさった中学・高校六年間の民族性抹殺。民族差別「教育」の総決算が、彼を就職先もないままにほおり出すということだった。

民族差別「教育」―就職差別をわたしたちが弾劾しなければならぬのは、それが、日本の社会的日常からの追放を意味するからである。民族差別「教育」によって「めっちゃくちゃ」になった彼に就職差別が追いつきをかけ、生活展望までもうばいさるからである。

彼が「犯罪」を犯したのは事実である。そして、それが民族差別への「反抗」であったとしても、また苦い想いの一切の表現であったとしても、それが民族差別とのたたかいを意味しえないことも明らかである。それは、彼自身をより一層完璧に「めっちゃくちゃ」にしただけである。

しかし、日本社会のあらゆる領域から追放され、生活への希望すら奪い尽された人間の社会への「参加」が、「犯罪」という表現をかりたとしても、日本社会は、彼を断罪することなどできるだろうか。むしろ、私たちは、彼の「犯罪」を、日本社会の民族

差別の一つの現われとしてみるべきである。

「犯罪」の一切を彼の弱さや責任に帰してよしとするものを、私たちは許すことができない。彼が望みもしない日本で生まれ、民族差別の真只中で生きることを強制されたのは、誰にも否定しえぬ事実だし、そこで「めっちゃくちゃ」にされた彼の無念・絶望・憤りは、「犯罪者」の汚名によって、さらに苦しく倍加されたのだ。そして、彼が支払ったものは、まだ、これっぽっちも返償されてはいない。

2 静岡差別裁判―民族差別の集中的表現―

(1) ずさんを裁判

一九六八年五月一四日、申君は静岡地裁で「懲役8年」の刑をうけた。罪名は「強盗致傷」である。それはずさんを、というよりは差別的偏見にみちた裁判だった。

同時に公判に付されたのは9人だったが、すべての事件に9人全員が関係したわけではなく、数人ずつが数ヶ所で、諸々の「犯罪」を犯した、という複雑な事件である。いくら被告が「罪状」を認めたとはいえ、証人喚問はたった一回、全部で数回の公判で、わずか10ヶ月のスピード審理というのは異常である。

しかも、被告の日本人(3人)と朝鮮人(6人)の間には歴然とした量刑の差があるのだ。「犯罪」構成事実の複雑さをよことに、「悪いのは朝鮮人だ」という偏見に基づいて、朝鮮人に罪をかぶせたのではないか、と疑われても仕方のない裁判である。

さらに、申君は憶えのない「罪」で罰せられている。申君も傷

つけた憶えがなく、被害者自身も「こんなのは傷のうちに入らない」といつているかすり傷を、警察が無理矢理、調書にとり、それが申君によってあたえられた傷だとされ、「強盗致傷」罪が「成立」したのである。

「強盗」か「強盗致傷」かは、後の申君にとって大きな意味をもっていた。というのは、「強盗」の上に「致傷」がつけられたおかげで、「懲役8年」の刑をうけたのだし（刑法によると「強盗致傷」と「致傷」がつくと7年以上の刑になる）、そしてその結果、「出入国管理特別法」六条一項六号（七月をこえる刑をうけたものは退去強制）にひっかかることになるのだから。

(2) なぜ△差別裁判▽なのか？

だが、あえて言えば、これらはとるに足らぬことなのだ。この裁判が△差別裁判▽であるのは、日本社会に普遍的に存在する民族差別を、一切、切りすてたがゆえなのだ。

すでに、私たちが見てきたように、申君の行動がいかにあやまったものであるとしても、その「犯罪」の本質は、彼の生活史を貫く民族教育抹殺―民族性抹殺「教育」―就職差別と雪だるま式にふくれあがり、彼を出口なしの状況に追い込んだ民族差別そのものにある。

民族差別への明晰な視角と克服の志向とをぬきに、彼の「犯罪」を裁くなどということが、できるはずはないのだ。

そのできるはずのないことを、あえて、やったのが、この静岡裁判である。それは、民族差別の陰蔽と温存、拡大と助長に加担する△差別裁判▽に他ならないものた、と断言できる。

また、それは申君に「犯罪者」の烙印を押すことによって、彼の存在根拠―民族性の恢復を阻害し、彼と彼を一家の柱とする家族の生活を一層の困難に追い落した。まさにそれは、法の名によってする最も悪質な民族差別である。

静岡差別裁判、それは申君がそれ以前に負わされた差別の集中的な表現であり、その頂点をなすものだ、といえるだろう。

3 在留権―「協定永住許可」のはく奪と追放―「退去強制」

(1) 「協定永住許可」取得と「退去強制令書」発布

申君は服役中、一九六八年十月二日、家族の勧めで「日韓法的地位協定」に基づく「協定永住許可」を取得している。彼は「永住許可」なのだから、それがとれさえすれば追放―「退去強制」なんてありえないと信じていた。

ところが、その彼が、「出入国管理特別法」六条一項六号（7年以上の懲役者は追放）に該当し、追放―「退去強制」の対称になる、という容疑で、広島入管の入国審査官・琴尾守の「審理」をうけ、△「退去強制」に該当する―「協定永住許可」をはく奪する▽という「認定処分」に付されたのである。それが刑務所出所を二ヶ月後にひかえた一九七三年七月二日のことだった。

これを不服とした申君は、七月一八日、特別審査官による「口頭審理」をうけたが、ここでも「認定処分」は正当だと「判定」された。

彼は、それに対し、当時の法務大臣・田中伊佐次に「異議の申出」を行なったが、九月六日、法相は八おまえの異議の申出には

理由がないと、これを却下し、彼を追放し「退去強制処分」に付すと「裁決」した。こうして九月一四日には、「正式」に「退去強制令書」を発付されたのである。

この過程は、申君が家族との生活や社会から引きはがされ、国家の掌中につれ込まれ、くびり殺されんとする過程だといえる。

追放し「退去強制」という人の生死をも決定しかねない処分が、たったこれだけの、それこそ機械的な官僚的な手続でなされるのである。

(2) 「協定永住許可」の問うもの

申君のもつ在留権「協定永住許可」は、一九六五年に締結された「日韓基本条約」―「日韓法的地位協定」に基づいてつくられた在留権であり、現在、約35万人の在日韓国人がそれによって日本に在留している。

一九六五年当時、多くの朝鮮人は「日韓条約」に反対し、今も反対しつづけている。それは、これが「もう20年朝鮮をもっていたらお互いがよかった」(日韓会談日本側首席代表・高杉晋一)と日帝36年間の朝鮮植民地支配を正当化し、朝鮮の分断を固定化しつづ、新たな侵略の水踏を開くものであり、朝鮮人をさらに困難な状況に追い込むものであるがゆえである。今日の日韓関係をみれば、それが単なる杞憂などではなかったことは、あまりにも明白である。

そして、「条約」がそのようなものであるかぎり、「協定永住許可」が、在日朝鮮人の分断をはかり、しかも、いつでも追放可能な、永住権の名に値いしないものであることもまた、明らかで

あろう。

事実、当時、日韓両政府官僚は口をそろえて、在日朝鮮人に同化か、さもなければ追放かを迫ったのだ。

日本外相(当時)・椎名悦三郎が「在日韓国人の取扱いは……社会秩序の問題」(傍点引用者)だと、「国益」を露骨に前面に打ちだし、「悪質韓国人の本国送還の道を開いたのは大きな前進だ」と、在日朝鮮人同化・抑圧・追放を公然と宣言すれば、韓国外務部長官(当時)・李東元が、「在日僑胞は日本人に同化される運命にあり、その方向で、日本国民の配慮を要請するのが法的地位問題解決のための韓国政府の結論である。」と棄民化政策で応えるという有様だった。

これに対して、在日韓国人たちは、韓国人としてのまともな永住権を要求する、血のじむようなたたかいをくりひろげてきたが、一方、日本の民衆は「日韓条約反対闘争」においても、おのれが下半分をどっぷり侵している民族差別の現実をかえりみることでできず、在日韓国人の法的地位要求貫徹闘争に、一切呼応することができず、彼らに孤立を強いたという歴史がある。そうした背景の下に、「日韓基本条約」―「法的地位協定」が発効し、「協定永住許可」が定着させられたのである。

申君のような事態を生むことがわかっていながら、一九七一年一月一六日(「協定永住許可」申請期限切れの日)が近づく頃、「法的地位協定」に反対してきた者たちが「協定永住許可」を取得せねばならなかった在日韓国人たちの屈辱は、逆に、日本民衆がおのれの社会に深く根をはる民族差別を一度たりとも歯牙にかけえず、すでに現実のものとなっている朝鮮再侵略に抵抗するどころ

か、そのおこぼれにあずかっていたのうと肥えふとってきた姿をこそ、照射しているのだ。

(3) 「協定永住許可」はく奪―「退去強制」阻止の意義

政府―入管による申君の在留権―「協定永住許可」はく奪―日本からの追放―「退去強制」を阻止するという私たちの運動は、あらかじめ限られた範囲に限定されたものであることを、確認しなければならぬ。つまり、「協定永住許可」自体が永住権に値いしない不十分なものである限り、それを守る闘いによつては、在日朝鮮人総体の在留―生存―生活権の問題は、決して解決しえないという事である。

にもかかわらず、この闘いは私たちにとつて限りなく切実である。それは、問題のすべてが、申君の生活史に貫通する民族差別のつきかさねという事実根拠をもっているにもかかわらず、それを民族差別の問題として、具体的に解決していくという現実的な方途を閉ざし、観念的に、法や国家の水準にとりこみ、ありもしない「国益」などという「大義名分」で「処分」する日本政府のやり方に、国家意志の貫徹のためには、平然と顔色もかえずに個人の意志や生活をふみにじり、破壊し、奪い尽すという、最も陰惨な国家の本質を見い出すがゆえなのだ。

在日朝鮮人の法的地位―在留権をめぐる闘いにおいて、敗退につぐ敗退を重ねてきた私たち―とりわけ、在日朝鮮人の血であるがなわれた闘いを黙過し、敗北以前に抵抗すら試みることなく政府の横暴に加担してきた日本人―にとって、「世の中を変えなければ、何も変わらない」などというのは、もはや許されぬことだ。

むしろ、まがりなりにも在留権―権利として存在する「協定永住許可」の内実を、私たちがどこまで拡充しうるかを問うべきである。

そして、私たちに最も肝心なのは、具体的に、不可避な現実として眼前に、つきつけられたこの闘いのむこうに、在留―生存―生活権の問題の根底からの解決のためのたたかいを構想し、そのたたかいの一階程として、この「支える会」運動を不退転の覚悟でうちぬくことである。

(4) 裁判闘争と新訴訟

(仙谷弁護士の講演と重複するので略)

二 私たちの視座

―「支える会」宝塚事務局・日本人グループ

1 問われているもの

(1) 二重のたたかい

あらゆるたたかいがそうであるように、私たちの運動もまた、二重のたたかいとしてある。

政府―入管が「合法」の衣をまとい、申君の在留権を奪い、日本から追放しようというのなら、私たちは、逆に、申君―在日朝鮮人の在留―生存―生活権の歴史的民族的正当性を、合法とし

て闘い取ること執着する以外にない。である限り、外的な具体
的実践的闘争は、不可避に裁判闘争に集約されざるをえないし、
「支える会」を構成する諸個人は、日本人・在日朝鮮人にかわ
らず、互いのもてる力のすべてを、△裁判闘争勝利▽へむけて統
合・集中せねばならない。

しかし、外的なたたかひの基底には、日本人・在日朝鮮人の各
各が依つて立つ根拠の差異性に基づく、各々に独自の内的な思想
的政治的闘争がある。そして、そこにおいては双方は、独自を營
為による自立したたかひを深化し、それを豊かな体験としてわ
がものとするほかない。それぬきに安易な「連帯」を語ることは、
許されないのである。

私たち日本人は、申君の問題を△日本民衆の課題▽として担わ
ねばならないと考える。すなわち、すでにみてきたように、問題
の根底には日本民衆の朝鮮（人）への蔑視・偏見があり、その歴
史的累積Ⅱ社会的構造化としての民族差別があるということであ
る。そして、申君がからめとられた入管体制とは、一面では、日
本の社会的矛盾としての民族差別の法的疎外であり、他面では、
日本の国家意志である朝鮮侵略のための在日朝鮮人同化・抑圧・
追放政策の法的制度化である、ということだ。

すべては、私たちのこの日本で起ったことなのだ。ここで私た
ちに問われている内的な思想的闘争とは、私たちの生活過
程・社会的日常を、民族差別Ⅰ朝鮮侵略の円環に閉ざして、私た
ちを根底から排外主義へと組織せんとする国家Ⅰ社会編成を喰い
破る緒口を、何処に、如何に、つかみとるか、ということなのだ。

(2) 私たちの困難性

このたたかひが当事者申君にとっては、生存と生活の最底限の
条件の国家による掠奪に対する抵抗、すなわち、年若い病の床
にある両親や兄想いの妹と営む日本の生活に固執しつつ、韓国
人としての民族的主体性を奪回し保持するという最も原初的な切
実なたたかひであるにもかかわらず、それが私たち日本民衆の生活的利
害とは、端的直接的なつながりを持ちえず、むしろ「敵対的な関
係」として、固定化されようとしている。たとえば、労働者が、
「賃上げしろ」と追れば、経営者が「それならば、わが社の韓国
進出に協力しなさい」とひらきなおる、といった風に。

そして、より一層困難なのは、国家官僚や資本家がそう主張す
るだけでなく、国家や資本からはなにかひとつ恩恵にあずかった憶
えもないのに民衆もまた、国家の論理を承認し、「敵対的な関係」
にわが身を置いている、ということである。それは、ものごころ
つけば自明のことのように「差別はいけない」といいながら、韓
国を反日運動が席捲するや、「日本には軍隊がないから馬鹿にさ
れるんだ」などとふとホンネをもらし、やすやすと排外主義に身
売りし、国家の論理に密通することができるという、民衆Ⅰ権力、
社会Ⅰ国家の不可解な構造に、私たち自身、つきあたりながら、
今なお、それを転倒しえていない、という困難である。

私たちの運動が、急速に日本人の絶対多数のものになると考え
るほど、私たちはウブではない。申君Ⅰ在日朝鮮人にとって最も
切実な在留Ⅰ生存Ⅰ生活権の問題と、国家によっては救われるこ
とのない日本民衆の生活的諸契機とを架設する作業のまえには、
かの「不可解な構造」がよこたわっているのだから。

運動は大きければ大きい方がよい。だが、運動の拡がりや会費の多寡を決定するのは、たたかひの質だ。むしろ、私たちは、このたたかひで得た実践的思想的体験を、地域や職場や学園でのそれぞれの日常へと還流させ、個々の日常と申君の生活日常との断絶や交錯の意味を追究し、おのれの決してゆずれぬ核心にこのたたかひを組織し、どのような困難にも屈することのない自立した持続的なたたかひへと自らをおしあげてゆきたいと思う。

2 私たちの課題

(1) 民族差別―朝鮮侵略と入管体制の二面性

このたたかひは、あくまで申君自身の民族的復権をかけたたたかひであり、彼の在留権―「協定水住許可」と追放―「退去強制」を廻る確執である。

だが、「支える会」を構成する在日朝鮮人諸氏が、このたたかひを「在日同胞すべての問題」ととらえ、「申君の今回の問題の根本的解決をはかる為には、申君をはじめとする在日韓国人を不当にしてやりつけている法体系と対峙せざるを得ず、又、この闘いの目標はきわめて政治的問題とならざるを得」(金性侗)ないと明言するように、私たちもまた、私たちと政府―入管との修羅場を、入管法体系―入管体制そのものに求める構えをもたねばならぬ。

さらに、それは「椎名メモ」等ですでに明白なように、在日朝鮮人への政治的抑圧・監視政策が、日韓両政府の完全な合意に基づく既定の方針であり、新入管法―出入国法の国会上程がもはや

時間の問題である、という状況からも迫られる課題である。私たちは「支える会」運動を入管体制とのからみからとらえかえし、そこにたたかひの一指標を設定する必要があるだろう。

私たちは入管法体系―入管体制の二面性に着目したい。それは、先にも述べたように、一面では、社会的矛盾としての民族差別の法的外化―疎外であり、その制度化としてあり、そして他面では、至上の国家意志としての朝鮮侵略を、在日朝鮮人への同化・抑圧・追放攻撃として、社会に還元する媒介としてある。すなわち、入管体制とは、朝鮮侵略―民族差別を包摂し、朝鮮侵略を民族差別へ、民族差別を朝鮮侵略へと集約しつつ、両者を円環させる回路に他ならない。

ここで、わたしたちは、広義の入管体制を廻るたたかひを二つの水準にわけて考えることができる。

ひとつは、社会的矛盾としての民族差別を、決して国家に奪奪させ利用させることなく、社会的な問題として解決する構造を形成することである。これは「朴君を囲む会」の三年にわたる苦闘、「日本の学校に在籍する朝鮮人児童・生徒の教育を考える会」などの教師集団の先駆的なたたかひ、そして神奈川・大阪・尼崎等できりくまれている対行政闘争、といった形で、諸々の領域で諸々のたたかひが、充分とはいえないまでも着実に実現している。

そして、いまひとつは、入管体制そのものを解体するというたたかひである。だが、これは、69年来、新「入管法」―「出入国法」等の入管体制強化に反対するたたかひとして、日本人によってもとりくまれながら、八おのれのたたかひとしての根柢をつかむことができず、「政治」主義的に歪曲され、大言壮語ばかり

で、持続したたたかいを形造ることができなかったという恥ずべき体験を私たちはもっている。そこには、社会的問題としての民族差別と、政治的課題としての入管体制との区別と関連をとらえきれなかったという私たちの主体的な脆弱性があるのだ。

(2) 私たちの課題

ここで、この反入管闘争の二つの水準のたたかい——反民族差別闘争—入管体制解体闘争——と、申君への入在留権剝奪—追放Vを阻止するという私たちの運動とが、何処で、如何に交錯するかが問題になる。

すでに述べたように申君への入処分Vは、彼の生活史を貫通する民族差別の重畳に根拠をもっている。そして、民族差別のツケを被差別者である申君にはらわせようとする意味でそれは「民族差別事件」である。しかし、その「民族差別事件」が社会的矛盾として解決される以前に、国家にとり込まれ、「入管事件」として現象するところに、問題の難かしさがある。

しかも、このたたかいは、どう高く見積っても申君ひとりでの在留権を一定程度防衛できれば、それが最大の現実的成果であり、入管体制そのものを底から解体することには、直接つながらない。

だから、私たちは、この運動を八反民族差別闘争Vに一面化したり、逆に八入管体制解体闘争Vに環元したりすることはできない。言うならば、たたかいの基底に反民族差別闘争を保持しつつ、具体的抗争としては、入管体制—法体系総体への批判でもって政府—入管に対峙せねばならないのだ。

私たちが申君の生活史・生活現実をたたかいの原点だといひ、

それに執着するのは、そこを貫通する民族差別の重畳という具体性のなかに、私たち—日本民衆の歴史的社会的負性、国家原理との密通を凝視し、そこであらわにされた一切を、私たちの屈辱として自己の思想的政治的たたかいの核に刻印し、体験の内に肉化するという力仕事に私たちが堪ええないかぎり、私たちのたたかいは、結局のところ、この「入管事件」を「倫理的にか」「政治」的にか解釈してそれによしとする頹廢をこらむるほかない、と確信するからである。

たたかいの垂鉛は、重く深く、民族差別の現実におろしてゆかねばなるまい。原点への求心——申君の生活史という、絶対に国家に譲りわたしてはならないものかへの固執——に、私たちのたたかいの拠を置き、そこで獲取した思想的実践的力量を、国家原理とは異なる、民衆の自立したたたかいに形成し、それをもつて国家の原基を喰い破るほかないのだ。

運動のなかで生じる、申君—在日朝鮮人とおのれとの剝離感や白じらしさや齟齬をにぎりしめ、その向こうに、民族差別の現実を転倒する方途をみいだすこと。それに堪えることのみが、このたたかいを、入管体制総体へのたたかいへとおしあげる道なのだ。

3 民衆的な連帯を求めて

最後に、本集會に参加された在日朝鮮人諸氏に、ひと言だけいっておきたい。

それは、私たちがあなた方に希むのは「連帯」ではなく、札問であり、拮抗だということである。私たちがおのれの歴史的社会

的負性とよく闘っているか、そして、屈辱のなかになお真実の一粒をつかみだし、それをわがものとして持っているか、それを視とおせるのは、当事者！申京煥君であり、彼をとりまく彼の同胞！在日朝鮮人のあなた方だけなのだ。

私たちとあなた方が、互いの異族としての異質性を互いの視座の根底にすえ、互いの反発や吸引のなかで、自己を相対化・対象化し自らを糺す契機となすこと、いま△連帯▽を言うなら、これ以上でありようはないだろう。

むしろ、△連帯▽がどのようにも不可能であるからこそ、いま、私たちのたたかいは不可避なのだ。あなた方は、あなた方のたたかいとして闘うことだ。私たちは、私たちのたたかいに執着すべきだ。あなた方のたたかいは、いつだって、私たちへの鋭い札問だ。私たちは全力をもって、あなた方の問いに答えたい。

二三 私たちの視座

——「支える会」宝塚事務局・韓国人グループ

1 私たちにとって「申京煥問題」とは

在日韓国人二世青年、申京煥君が「追放」される。

それは同胞であり、日本で生まれ、育った私たちと、どんな関わりがあるのでしょうか？

「宝塚に住む、一青年が△悪い事▽をしたから追放される」という第三者の立場で語られる事でしょうか。「申君は犯罪を犯し

たから追放されても当然」なのでしょいか——私たち申京煥君を支える会宝塚事務局韓国人グループは明らかに、それらを拒否するところから出発していると思います。例会において、ある一世は、「自分さえしっかりしていれば、それで良い」（これが、一世あるいは我々同胞一般の社会通念であると思うが）という云い方で、申君あるいは私たちに対して助言された事がありました。それはそれで、一世達が、その△厳しい現実▽を生きぬいてきた者が会得した「生活の知恵」として、そして異国の地において、自らを守る自衛手段として、その一世の言葉の内に、私たち二世・三世は一つの「教訓」を感じながらも、ある一種の疑問を、そして反発を感じない訳にはいきません。何故なら「自分さえしっかりしていれば」という言葉のうちには「長い物には巻かれる」という保身のみを考え、結果的には差別を容認してしまいう考え方があるからです。

2 申京煥君の問題は我々全体の問題だ

では、何故、申君に対する「追放」が私たち全体の問題なのでしょういか？

やはり、その基調となるところは、申京煥君に対する追放が、まさに、韓・日の一体化の中で進められているという点です。それは「韓日条約」を起点として、大々的に始まる日本新植民地主義の韓国に対する、政治的・経済的・文化的侵略（この点に關して我々同胞は、「新東亜」・李泳禧氏の指摘——膨張する日本経済と投資先をさがし求める日本資本が、世界のいたるところで脆

弱点をこじあけ入りこんでいるということは、すでに常識化している。だとするならば、こんにち、韓(朝鮮)半島の半分が社会的に、文化的に日本化しつつあるということが事実ならば、それは、日本が押し入ってきたのではなく、われわれが「引きずりこんだ」ものであるといった方が正確なのではないだろうか——を再考する必要があると思う)の一つの具体的な表現に他ならないと云うことです。

すなわち、日本政府の△内に対して▽の更なる「同化・抑圧・追放」と、△外に対して▽つまり韓国に対する経済を始めとする諸々の侵略として表われており、一方本国においては△内に対して▽家父長的官僚政治による民衆の人権弾圧、△外に対して▽とりわけ在日同胞に対する「棄民化政策」として相互補完的に表われて来ていると云う事です。

それが、まさに、「韓日条約」締結時における、本国外務部長官・李東元が放言した、「在日僑胞60万人は将来は日本に同化するだろう……三千万人のため犠牲になれ」という発言と日本政府の椎名悦三郎が云った、「悪質韓国人の追放は喜ばしい……韓国政府に感謝する」という二者の発言の中に見られるような韓・日間の表裏一体化の中で、申京煥君に対する追放が進められているという認識がなければならぬと思います。

3 日本人との「連帯」とは

両政府間において醜悪なるゆ着が推しすすめられている現在、私たちは、それを打ちやぶるべく、民衆レベルでの、連帯を模索

する段階に来ていると思います。しかし、私たちは安易な「連帯」という言葉の裡に潜められているところの脆弱さを克服しなければなりません。

私たちは、安易な「妥協」そして「人道主義」という仮面をかぶった同情を拒否します。こんにち、積極的に理解しようとしながらも申君の問題を「犯罪人でも日本に住まわせなければ」といった程度にしか、とらえられていないという事があります。

しかし、私たちは、何故、申君が「犯罪人」の汚名を着なければならなかったのか、何故、申君が追放されるのかを、日本社会に内在する民族差別の構造として位置づけなければなりません。というよりは、むしろ、これを抜きにして、申君の問題は考えられないとさえ云えます。にもかかわらず、在日朝鮮人≠韓国人の歴史および現在の位置を一切捨象し、△日本に住む▽という一点のみに執着するならば、結局は、権力者の論理の枠内で考えることにしかならないし、日本人の優越感・大国意識をくすぐるだけにしかありません。そして、それらをおぼろげに、私たちは再度、△申京煥君を支える会▽の『在日朝鮮人は、朝鮮人として、誰にも強制されず、自らの意志にしたがって、日本に在住し生活する、あるいは帰国する権利がある』という原点を、そして、私たちにあって「在日」とは、何かを問いなおされなければならないと思えます。

4 私たちにとって「民族主体性」とは

私たちは、事あるごとに「民族主体性の確立云々」を口にして

きました。今また、申京煥君あるいは、私たちに對しても、その命題が、提示されていると思えます。

しかし、一世達が私たちに、「自分さえしっかりしていれば」という、つまり「民族的自覚をしっかりと持っていれば」と云う言葉の内に申君の追放が、そして民族主体性が、一体、私たちに何であるのかといった根本的な認識の欠落を見出しします。はたして、自分さえしっかりしていれば「中学校に入るやいなやクラスの人達の冷笑の中に含まれる」(4・14宝塚報告集會における申君の發言)という排外主義的差別教育の「現実」が無くなるのでしょうか？

民族的自覚を口にする事だけで「三日も雨が降れば、死んでしまふような職業」にしか就く事ができないという私たちの眼前に厳然と存在する「就職差別」が無くなるのでしょうか？

私たちが「申君の問題は我々同胞全体の問題」であると云う時、私たちは徹頭徹尾——日本社会に厳然として存在する排外主義・大國意識——民族差別の全体像を問題にしていかなければなりません。

誤解を恐れず図式的にいうならば、まさに申君を含む在日同胞における犯罪というのは、日本社会の「歪み」の中から生み出されているのであり、その「歪み」を告発しているという側面があるのではないのでしょうか。だからと云って、私たちは、同胞における犯罪を完全に「日本社会の責任だ」と云って、終らせて良いとは思いません。しかし「教育の場」で「チョーセン」と云われる事により、自らの国籍を明らかにされる「現実」と、「当社は一般外国人は雇わない」と云われ就職を拒否され、人間性を抹殺されている多くの同胞が存在する「現実」を見ることなく、主体

性——自分の在り方を考えることはできないのです。

5 再度、私たちにとつて「民族主体性」とは

「そこらへんで、拾ってきたパネルを組み立て、尾根は麦ワラ、稲ワラぶきで針金をわたし、その両端を岩にしぼりつけておく」という「現実」をどうかしない限り、私たちは「自分さえしっかりしていれば」という個別個人的またはニヒリズム思考で民族主体性という言葉をいくら並べたてようとも、何の意味もありません。

つまり、「現実」をどのように把握・認識するかという点に問題があるのではなく、それをどのように変革していくのかということにこそより本質的な問題があるのではないのでしょうか。

6 本国キリスト者の發言の「重さ」

私たちは、今まさに昨年十一月七日東京地裁における第七回公判後の交流会において本国キリスト者が發言した、「申君の問題においては、人間の尊厳と人間の基本的人權の回復が問題になっている。それは座して待つべきではなく、立ちあがって告発し、闘うなかで初めてなされる。」そして「本当の自由・力というものは外から与えられるのではなく、内から出てくる。」ものであるという言葉を、もう一度、思いおこさなければなりません。

そして、私たちは、過去に犯してきた誤りに完全に訣別するため——鍾鍾碩君に對して言われてきた「あいつは民族的自覚がな

いから」とか、申京煥君に対して「自分さえしつかりしていれば」という事に対して、私たちは、それらを完全に拒否し、申君あるいは、多くの在日同胞を△犯罪↓追放▽へと転落せしめるところの日本社会の我々に対する予断と偏見、同化・抑圧・排斥を何が何んでも追及し、告発し、糾弾し、更にその反対側の、つまり△追いこまれる側▽の我々側の問題として「民族主体性論議」のた

3・30 集会での

申京煥君の発言

一九一〇年八月二十二日、朝鮮は「合法的」に日本に乗っ取られた。ハイジャック、シージャックのような小さなものではなく、国全体を乗っ取られたのである。

第二次大戦で敗戦を迎えた一九四五年八月十五日までのまる三十六年間、日本は朝鮮に対して筆舌につくせぬあらゆる蹂躞を平気で行ったのである。土地の未整理に目をつけた朝鮮総督府は土地制度を「近代化」と詐称し、農民の生活基盤である土地をことごとく奪い取った。いわゆる「土地調査事業」である。

めの「民族主体性」をも止揚し、あくまで△切る▽ことなく、私たち同胞の眼前に厳然と存在する△現実▽と肉薄する闘いの中において、自らのアイデンティティー（主体性）を確立するものとして信じる。その事こそが、私たちの「他律的」な自立ではなく、まさに「自律的」な自立だと信じます。

私の父の家は貧しく、土地はもっていなかったらしい。父は小作人として働いていたが、「土地調査事業」のあたりをもちにかぶり、前にもましてジリ貧を辿る一方であった。「日本に来れば仕事はいくらでもある」との甘言にのせられ、父は十九歳の新妻をのこし、国を後にした。申基伯、当時二十三歳。私はこの時父の袋の中にも入っていなかった。

現在、父は脳をおかされ平常ではない。私の顔を見ると「あんた、すまんがたばこ一本くれんか」。私が火をつけて差し出すと、チリチリッとたばこの燃える音を出す程大きく吸い込み、さも

いしそりに飲みこむ。一段落ついたあと「あんたどこの息子や、
ようしてくれるな、うちの京煥の友達か、京煥が来たらよ云う
とくわ」「アボジ、俺や、俺やないか、京煥や」じつと私をみつ
めていた父は大声で笑いながら「ちがうわ、京煥は仕事で出張し
てるわ。京煥はもっとえらいわ」。私はいう言葉さえなくしてし
まう。この時に与えられるむなしさは誰にもわからないと思う。

このような父から過去をきくのはとうてい不可能である。日本
各地を転々としたらしい。北海道にもいったと聞く。フロンティ
アとしてと云えばカッコいいが、父を追って二十六になった母は
六年ぶりに日本で父と再会した。

その後も各地を転々としてやつと宝塚に落ちついた。しかし暮
しは楽ではなかった。子供だけがたくさんうまれた。酒をのむこ
と、バクチをすること、子供を作ること、この他何もすることは
なかった。

ついこの間もどこかの国で、テレビの放映時間を短くすると、
その短くされた時間何もすることがなくて、出生率だけが上がる
と問題になっていた。私の家は七人兄弟ですが、家の近所は十人
兄弟はザラです。本当に何もする事がなかったんだなとつくづく
思います。

朝鮮民族はしかし、この土地調査事業に対して黙ってはいなかつ
た。三・一独立運動がそれである。しかし彼らは武器を携えては
いなかった。総督府は武器を持たないこれらの民衆を手当り次第
に殺害した。中でも朝鮮のジャンヌ・ダルク柳寛順(ユガンスン)
の死は壮絶である。勇敢という言葉はこのユガンスンから由来す
るらしい? ようしらんけど。

強制連行は一九三八年から始まった。時を移さず、朝鮮語使用
禁止、つづいて創氏改名となしうすに民族性を奪いにかかった。
日本は敗戦によってアメリカに占領された。しかしアメリカは、
「英語を使え」「名前を西洋式に改める」とは決して云わなかつ
たはずである。

創氏改名のおり、玄田牛一と改名した男がいたらしい。玄と田、
牛と一をつなぐと畜生ということになる。改名させる者に対する
いかりを畜生と表明したのか、本名を失う事は畜生に等しいとい
う意味でつけたのか、そこら辺はつまびらかではない。

ここで最近のエピソードを一つ。市役所に何かの証明書をもら
いに行った。申請用紙を渡して、しばらく待っていると「平山さ
ん、平山さん」と呼ばれた。今はもう通名を使っていますが、
これまで私の通名は「平山勝夫」だったので。私は聞こえてい
ましたが知らん顔をしていたのです。

なおもしつこく平山さん、平山さんと呼ぶ。失望しながら行く
と、「さっきから何回も呼んでいるのにもっと早く来て下さい」と
とのたまいやがる。で、私もカッと来て、「あんなアワンラ」と
はいわなかったけれども「平山で誰の事や、俺は韓国人や、俺の
名前は申や。なんで韓国人を日本名で呼ばなければならんのか、
もう一べん始めからやり直してくれ」といって、また元の席に帰
った。

今度は申さんと呼ぶので、一回で「はい」と言って行きました。
私が思うに、彼女らは通名で呼んであげた方がよるこばれると誤
解している。しかし、このような誤解を与えたのもわれわれであ
る。韓国人ははずかしいという気持をいつも内部に抱いている。

勉強不足から来るものと知っていても、それを克服できん。だから、後生大事に屈辱的な通名を堂々と、胸をはって使っている。

こういう私も大村にいくまではそうだった。とくにひどかったのは高校時代。私はこのころ朝鮮に関して全く無知であった。われわれの誰もが経験するように私は日本の女性が好きになってしまった。この女性の名は和子っていいです。私の思いを相手に伝える為に手紙を出そうとしたんですが、私は当時どういうわけか、本名で通学していました。川崎の朝問研の文書によると「学校側のミスにより」となっていました。川崎の朝問研の文書によると「学校側を渡すには名前を書かなければならない。しかし名前を書く」と韓国人だという事がすぐにわかり、きらわれてしまう。

そういう事で私は自分が韓国人であるという事を暴露するのを非常に恐れていた訳なんです。でもどうしても手紙を出したい。で、私は何をしたらかという、偽名を使ったわけなんです。さいわい私は李、金のように代表的なものではなく、学校では、シン(申)で通っていました。これだけでは韓国人だとはあまりわからないです。二、三日、創氏改名で悩みました。そして申に、ん、べんをつけたんです。名前は勝夫を使いました。それで成功したのですが、あまり長くは続きませんでした。韓国人だという事がわかってしまったんです。それっきり口をきいてくれませんでした。

話をもとにもどします。日本の敗戦により、三十六年間の暗く長いトンネルを抜けると、そこは三十八度線だった。在日韓国人にとってはまさに闇から闇であった。どこにも光はなかった。解放されたにもかかわらず、サンフランシスコ講和条約までの七年

間、GHQは在日朝鮮人の帰国、日本残留は本人の自由意志に委せる方針をとった。

現在在日朝鮮人は残留したのであるが、これは何も好きこのんでとどまったのではない。日本が朝鮮に対して行なった残虐の数々により、生活の見通しが立たなかったのである。それを日本政府は言うにこと欠いて、過去には一べつもくれず、朝鮮人が日本にいるのは日本政府の責任ではなく残留した当事者の責任であると公言してはばからない。

これを立証するには、われわれ在日朝鮮人を、旅券を所持して入国した外国人と同じ法律を適用しているのをみれば明白である。

日本政府は何かと云えば「国際慣習法上……云々」と、この言葉を伝家の宝刀のようにふりかざすが、しかしこれも今はもうさびついている事を知らなければならぬ。日本の資本主義の発展は朝鮮人労働者と朝鮮米を抜きにしては考える事はできない。

確かに申京煥は罪を犯した。その罰が八年である。私は八年の刑については何ら不服を唱えない。どのようにに批難されようとも甘受する。しかし退去強制に関しては、絶対、服従しない。私は日本政府の朝鮮侵略がもたらした落し子である。日本の朝鮮侵略がなければ、私は日本にいるはずがない。

現在私が日本にいるのは私の責任ではない。日本政府である。これをいんべいするため強制退去をさせようとしている。私が韓国に帰る時は自分の意志で堂々と帰りたい。

どうかみなさんの支援をお願いします。

仙谷弁護士の講演

「在日朝鮮人の法的地位と申京煥裁判」

仙谷でございます。今、申君の話しを聞いてみると涙がでてきました。私が申君の事件に関り出して一年たらずですけれども、一番感ずることは、私などはある意味で、日本の中産階級に生まれて極端な云い方をしますと「陽のあたる坂道」を歩いてきた一人として、まったく想像もできないような少年時代、そして青年時代の生活を送ってきたということです。言葉で、また申君や朴（鍾碩）君が書いた物を読んで我々が頭で理解しているとしても現実に自分の生活が、ある意味で極限まで、経済的、肉体的そしてより重要な事には精神的なところで追いつめられていたであろうにもかかわらず、申君や朴君が本当の意味での人間に対するやさしさを、何故、こんなに持てるんだらうかという事をいつも考えさせられます。昨年6月14日に朴君の事件がさいわい勝利で終わったという時点で、この事件についても中平先生から申君の事件というのがある、非常に重要な事件だから手伝ってくれないかといわれて、昨年の7月から関わっています。私が弁護士になって今年で四年ですが、この間、朴君の事件についても、これは

弁護士的な感覚でいいますと「労働事件」といいますが、これに關しては、当初から興味もあり、ある意味での使命感なんかも持っていました。申君の事件は法律的な言い方でいいますと「行政事件」です。私は大学時代、「行政法」というのは国家のやることだから、どうせロクな事がないから、勉強はやめておこうと思ひ、まったく勉強不足という事情もあって、この事件についても、引き受ける事を躊躇した訳ですが、現実には、まあやってみて内何とかなるだらうという事がひとつと、「行政事件」「労働事件」に通じて云える事ですが、信念としては、庶民感覚で考えておかしきという事を法律的にどう構成していくか、普通に考えてできるか、その手続きが裁判だと考えている訳です。したがって申君の事件を聞いた時に、先程申君がいましたけれど「犯罪」について刑罰という一つの制裁を終えているにもかかわらず、それにつけ加えて「退去強制」というものが許されるのかどうかという事です。これを庶民感覚で判断して「ちよっと、きつすぎ

るんじゃないか」という人もあれば、「それはおかしい」という人もあると思いますし「それは、まったく在日朝鮮人・韓国人に ついては、いままで日本政府が行ってきた事を考えるならば、むしろ『犯罪』と云えるんじゃないか、『国家犯罪』と云えるんじゃないか」というふうな感覚が出てきてもおかしくはないと思います。

そうだとするならば、そういう常識的な物事の考え方というものを、いかにして法律的概念として構成し、あるいは裁判手続の上に乗せていくかという課題が我々弁護士に課せられた問題であらうと思います。だとするならば、一応の理解といえますが、在日朝鮮人の問題が、実は日本人の問題であるところまで、頭で解っている私としては、できるんじゃないかという事を考えて引き受けた訳です。

*

訴訟の進行を見てもみますと、まず申君の事件というのは、皆さんも知っていると思いますが、申君が「強盗致傷罪」の有罪判決を受けて、8年の刑に処せられたという客観的事実がある訳です。これは「何故、申君の事件が8年になったのか」あるいはそこで（静岡地裁）行なわれた裁判がどういふ風なものであったのかという事は基調報告で出てきましたが、裁判というものは、良くも悪くも「当事者主義」という事が云われていて、これは「一年という簡単な裁判をするのはケンカランじゃないか」という事件が当然出てくると思いますが、一年で終るように、ある意味で同意したとそういうふうに法律的に見られる訳です。そしてその判決を受けた後、申君は8年の刑を受けるために、刑務所に入った訳

です。その刑務所に入っている間に「日韓協定地位協定」にもとづく「協定永住許可」を取得しています。そしてその後4年8ヶ月後に、刑の執行を優秀な成績であったために短縮されて出所する時に、「出入国管理特別法」によって「地位協定」というのは国と国との条約ですから、その条約をどのように国家の中で運営していくのかという事が「入管特別法」だと理解していただいで結構だと思えますが——その第6条1項6号に「無期又は7年を越える懲役又は禁錮に処せられた者」については「退去強制」できるという事になっています。そしてその事由に該当するといふような調査が行なわれて、これはいわゆる入国管理事務所の中に入国警備官とか入国審査官とか特別審査官などがいて調査などをする訳です。そしてその結果、「退去強制」の事由があるといふ事になって、法務大臣のところまで、申君は異議を申し立てたんですが、異議はもちろん容れられずに「特別在留許可」という事にもならなくて大村収容所に送られる、あとは送還船を待つばかりというふうな事態であって、そして昭和48年12月に申君の退去強制処分が違法であるという訴訟を起こしたのです。そして「地位協定」にも退去強制事由というのは書いてあって、その協定の仕方というのは、申君に関係のある事由で云いますと「7年以上の懲役もしくは禁錮刑に処せられたもの」となっておりませんが、そういう人についても「地位協定」が結ばれた時に、両国間の「了解事項」という形で、協定永住者の家族が退去強制されようとする時には、家族構成その他の事情を考慮して人道的な見地から妥当な考慮をほらうというのが「了解事項」という名目である訳です。そしてもう一方は「地位協定」の「合意議事録」とい

り、付属文書ですが、その中の第3条の2というところに、「協定永住許可者が退去強制される時には、その者の家族構成その他の事情について人道的な見地から考慮をほらう」という事が両国間でとり決められています。今、申し上げた事ですが「了解事項」の方は協定永住許可者の家族が退去強制される時、したがって、その退去強制される対象になっている人が、協定永住許可を取っておろうとあるまいと関係ないと考える事ができます。「合意議事録」の方は協定永住許可者が退去強制される時となっている訳です。

*

だからまさに申君の場合は、本人側から見ると「合意議事録」に該当し、お父さんやお母さんの側から見ると「了解事項」に該当する訳です。

そういう「合意議事録」があって、はじめの訴状も、この点に焦点をぼぼって、これを一つの法律的な根拠としまして、申君の家庭的な事情、個人的な事情というのを挙げて、そして刑務所に於ける彼の受刑態度・成績等を主張して、このような場合にこそ、「合意議事録」の適用があって法務大臣によって特別在留許可が出されるべきであったという事を主張していた訳です。これに対して、国側は色々反論した訳ですが、簡単に上げていきますと、「特在を与えるか与えないかは国の自由裁量で」まあ簡単に云いますと、「法務大臣の勝手だ」というふうな感じの云い方が一つと、もう一つは「合意議事録」というのは、「基本条約」を結んで、「地位協定」を締結したから、そういう「合意議事録」ができたんではないんだというふうな主張をしています。つまり人類普遍

に当然な事を「合意議事録」の中でも人道的見地から考慮をほらうというふうに書いたにすぎないと云っているのです。それから申君の個人的事情について云えば、刑務所の中で、ガス浴接、自動車整備士の免許を取得しているんだから、むしろ韓国に帰っても、生活できるだろうという云い方をして、更に父母が病気だと言うけれども、申君が刑務所に服役している時だって、別に生活に困っていないか、困っていないか、困っていないかという事は、云うのは実は、どういふ状態を指して云っているのかという事は、これはまた非常に問題であるし、現実の局面と照らし合わせるると本当の意味では差別発言だというふうにとらえてもいいんじゃないかと思うんですが、それから、もう一つは「日韓基本条約」締結以降は国交が回復されて、最近は関釜フェリーもできています、飛行機で行けば2時間で行けるんだから、お父さんやお母さんが韓国へ申君を訪ねていくんだらいつでも行けるではないか、と離れて住んでもたいした事はないという主張をしている。それから、申君の刑務所における態度が非常に良かったという原告の主張に対して、それは日本社会の行刑制度あるいは矯正制度といえますか、つまり、いわゆる刑務所の事ですが、本当は日本の国家権力が作った刑務所が良かったから、申君は立ち直ったんだという主張をしている。こういうふうな主張をしていた訳です。そしてその間、ぼぼ半年位進んできました、ちょうど私あるいは秋田先生という、やはり朴君の事件と一緒に担当した先生が居る訳ですが、その先生がちょうど中平先生と仕事をやり始めた頃に、支援団体の方からの問題提起があったし、私も、ちょっとこれは、国の主張も非常に不当であるし、いろんな意味で、相当歪曲され

ているところもありますし、もう一つは、やはり今まで退去強制処分が争そわれた事件と同様の主張のくり返しな訳です。

*

そうしますと「地位協定」なり「日韓基本条約」というものがどういふ政治的な性格を帯びて締結されたか、あるいはそれが現実にとどの様に機能しているかを一応別問題にしますと、申君の有していた「協定永住許可」というものは、法務省の説明によっても、「一般永住許可」より有利といいますが、無条件といえますか、そういう性格をもつておる筈なのです。ところが、法務省の云い方を根拠において従来の事件とかわらないといふふうに考えてみると退去強制事件というのは、日本の場合には、だいたい三種類型あるんではないかと考えてもよいと思います。

つまり、①外国人が日本に旅行とか勉強とかのために日本に入国する時、入国許可をもらう時、在留資格・在留期間を決められて、きわめて限定的な条件の下に、日本に入ってきて在留する活動についても条件が付けられたり、あるいは尾行を受けたり、けっして僕はそれがいいとは云いませんが、そういう旅行者として、入ってきて出ていくという、こういう外国人たちが在留資格にない活動をしたという時、それと、在留期間が切れたのに期間更新をせずに、いわゆる「不法在留」したという時に行われるのが一つの範疇だと思えます。

それから②に、これは色々な事情と、色々な原因があると思いますが、現在でも、韓国からのいわゆる「密入国」つまり旅券を持たないで日本に入国してくる場合、こういう人達の退去強制事件、そしてもう一つ、③に戦前から日本に来ておいて、そして来

ておった原因というのは、日本の国家権力や、あるいは日本社会の一つの力というものが、日本に強制的にあるいは半ば強制的に連れて来たというふうな人の、そして現在では「協定永住許可」なり「法律一二六号」で一応、在留が認められておるといふ人達が、犯罪を犯したとか、その他「出入国管理令」に書かれている事由があるという事で退去強制されるかどうかというふうになってくる事件。こういう三つの範疇があると思えます。私が考えますと、「協定永住許可」というのを高く評価するのは良くないんじゃないかという意見もあるようですし、私自身も「日韓基本条約」なり「地位協定」を賛美し称揚する立場にはない訳ですけども、少なくとも法律的な問題として、特に申君の権利問題として考えるならば、そういう私が申し上げたような、他の事例と全く同じような根拠で、形式で退去強制されていいんだろか、つまり戦後の「密入国」の問題なども考えてみれば、非常に深刻な問題と日本の責任がある訳ですけども、それでも戦後、韓国の中で育って10年なり15年なり、そこで生活して日本に旅券を持たずに来た人を退去強制という形であれ、自費出国という形であれ帰すといいますが、あるいは帰るといふ場合と、申君のような戦後生れですが、戦前からずっとこちらにしか生活基盤がなくて、そのない理由が別に自分の責任でもないというふうな人、そういう家庭を、崩壊してまで退去強制するというふうな事が全く同一に扱われるのかという問題、そういうふうな常識的に考えていきますと、まさに、家族の崩壊とか離散を防止するというのが、日本などは調印していませんが、難民に関する国際条約とか多々ある訳です。日本の場合などは、家族制度というのがアンチのイメージだけでとらえ

られていますが、家族・家庭というものが、個人的に「僕はそういう家庭に縛られるのは嫌だから一人で生活するんだ。親子の縁を切るんだ」という人がいるのは別にかまわないと思います。しかし国家権力が強引に家庭を崩壊させるというふうな事が、あり得ていいのたろうかという事が、そもそも基本にあると思います。そうだとするならば、先程申し上げた「地位協定」が締結された時の「了解事項」なり「合意議事録」というものが、そういう現実的な生活の基盤を崩壊させる事を国家権力が自粛するんだというふうに、あるいは、そういうふうに慎重に扱わなければならぬという一つの基準を決めたというふうに解釈できないだろうか、換言すれば家族の離散・崩壊を防止するという目的以外にそのような「了解事項」とか「合意議事録」が決められる必要があったのかという問題だろうと思います。

国が主張するように当り前の事、つまり現在の「出入国管理令」50条というのは退去強制手続きを決めた後に「令50条」の退去強制に該当する者であっても、事情を考えて、法務大臣が特在を与える事ができると書いてある。その「令50条」の一つの具体例としての意味しか「合意議事録」にないとすれば、何故、あえてそのようなものを正式の外交文書として、結ばなければならなかったのか、あるいは、そういう外交文書なり、日本政府と韓国政府がある意味で仰々しく発表するという格好で、そういうものを持ち出したのか、外交交渉の場において、韓国政府がある意味で悪くとれば、先程の報告の中に「日本人に同化する運命にある」という事を韓国の高官が云ったという話が出てきましたが、あんまり、韓国に帰ってきてもらいたくないという言葉かどうか、はっ

きり解りませんが、経済事情等の事を考えて、そういう発言が出ているんでしようが、そういう棄民政策の一つの具体例として韓国側が締結を要求したのかもしれない。しかし厳然たる事実として、韓国政府としても、日本帝国主義といえますか、戦前の日本の国家権力なり企業が、韓国でやった植民地的な略奪、その略奪の中でも、世界に類例を見ない植民地政策としての、その国の言語を奪って、あまつさえ、名前も奪ったという植民地政策によって現在のこの在日韓国人・朝鮮人の生活の実態が、先程からの報告でありましたように、もっとも重要な「民族性」をいかに維持して生きていくかという問題が日本政府の国内的な政策によって、むしろ、そういう事ができずに、またいかにしたら「民族性」を獲得できるのかといったところまで抑圧・弾圧されてきたという歴史がある。その結果として、先程、申君の話にもありましたように、日本の言葉しかしゃべれない、あるいは、韓国に帰っても生活基盤がない、あるいは家族がほとんど日本に居るといった事態が生まれてきている。こういう現実の生活の基盤というふうなもの、国家権力であれば簡単に奪いさることができるとかという問題から考えれば、これはできないだろうというのがあたり前だと思います。そういう日本と朝鮮の歴史的な背景をもとに作られたのが、この「合意議事録」ではないか、と私たちは考えたくてです。

*

この「合意議事録」を作った当時の日本の外務省なり総理大臣なりが、本心に朝鮮に対する戦前・戦後を通じての日本帝国主義の責任を自覚して、心から詫びて、そのためにそういうものを作

ったという事情というのは、まったくないと思うのです。むしろ「合意議事録」にある退去強制事由に該当する者については韓国政府が積極的に協力するという、ないしは早く大村収容所が満員にならないようにドンドン強制送還していくんだという政策を果たすために、こういう一つの人道的条項を作ったんじゃないかと思いますが、私どもがこれを見て、解釈する余地があるとすれば、そういう解釈を、私どもの解釈として、あるいは裁判所の解釈として、更にはこれが国民―日本社会の解釈とする道があるのかなのかという事が、まさに問題なんだろうと思います。そうだとすれば、法律の条文というのは、それは、できた時の事情ではなくて、現実生きている姿―「生きた規範としての法律」と法律学の方ではいいますが、法律というのはえてして、はじめと違った形で行使される時には、国家権力が都合のいいように使うのが通例なんですけれど、もし「合意議事録」の解釈に関して、私どもが今追求し、主張しようとする解釈が道義的にも論理的にも正しいという事になり、且つそれが、大衆的な支持を受けられるという事になれば、その解釈にもとづいた運動が生きた法律になると云えますし、むしろそうしなければならぬんじゃないかと云う事です。

そういう基本的な考え方が我々弁護士団の中に生まれてきました。そのためにもどういふふうな法律的なテクニックを使って、申君の事件を構成したらいいのかという事を再度検討し直しますと、法務大臣の異議の却下というのが、一番始めの訴訟では審理の対称になっています。ところが現実の入国審査官から始まる認定―判定―異議の申立に対する判決という手続きを見てみますと、その

現実を見れば見るほど、法務大臣のところで異議の申立について適法であるか適法でないかという問題と同時に正当であるのか不当であるのかという事も判断する事になっているようです。しかし現実には、いったん退去強制の認定をされると、あとは法務大臣の裁決というのは、そこに手続上の重大なミスがある場合とはもなく、その他は「特在」を出すか、出さないかという判断をするという事になっています。そうして、もう一つの問題は、それを現在まで訴訟で争ってきたのは、法務大臣の異議申立を却下した、そういう裁決を取り消すんだという、取り消したら何が残るのかというとは本当は何もない事になる訳ですから、もとの在留資格が生きてくるはずなんです。つまり申君の場合で云いますと、「協定永住許可」という在留資格が生きてくるはず、それから申君と同じ境遇にあつて韓国籍を持っていない、つまり昭和23年頃に生れた方であつたら、「法律一二六号」という「在留資格」が生きてくるはずなんです。ところがそういう事について行政事件では「原処分主義」という言葉があります。「原処分主義」というのは何かといえは出入国管理の特に退去強制の手続きの中で、裁判所の云い方では一番はじめの認定というのがつまり「原処分」なんだ、したがって法務大臣の裁決を争うという中では、この「原処分」の違法を理由とする事ができないということを裁判例は云っている。そしてたしかに認定は「原処分」であるかどうかを別にすれば「原処分主義」というのは行政事件訴訟法の立て前になつてゐる訳です。前回の関西集會にアジア人権センターの有吉氏がかなり詳しく報告をさしているようですが（注・ニュース8号、9号参照）、その中に札幌地裁の判決が少し載っていますけれど、

その判決を読みますと一二六号該当事者が、弟さんが「密入国」してきたのを助けたという「密入国再り助罪」となり、それを理由として退去強制されようとした事案なんですけれど、その点について「原処分主義」だから法務大臣の裁決の取消しを争うかぎり、それは「特在」を出さなかったことが裁量権の逸脱になるかどうかという点だけの問題なんだと云っている訳です。請求の趣旨としても、「認定処分」を争うという事は行っていません。請求の趣旨ですけれども、こういう判断をしておいて「原処分」を争うのは、他の方法でなければならぬと云っています。調べて見ますと、そういうのが裁判所の通説的な見解なんじゃないかと私たちは考えました。

そうしますと訴訟技術としましても「認定処分」をそもそも争わなければならぬんだ、という事が課題になってきます。そうして「行政処分」というのは処分を受けた日から3ヶ月以内に訴訟を起こさないと訴えの提訴期間が切れます。昨年の7月頃というのは、はるかに過ぎていますが、ところが行政事件の関連事件を一つ起こしておけば、後にくっつけて、裁判所に審判を仰ぐという事ができるといふ規定に気がついた訳です。私たちはそういう過程の中から、「認定処分」をそもそも扱うんだという事をはじめました。これに対して国側は認定処分というのは、機械的・形式的にむしろ義務的に入国審査官がやらなければならぬんだから、処分性がないんだ、内部手続きの一つなんだというふうな主張を現在しています。しかしながら、その認定の段階で問題になるのは、国側がそういう方をするとはいふことはどういう意味をもっているかといふと、つまり認定をする入国審査官に

裁量の余地があるのか、ないのかという問題である。ところが条文を見ましても「退去強制する事ができる」と書いてある訳です。それから現実問題として、「出入国管理令」の退去強制事由、そういう客観的な事実が一つでもあったら入国警備官が違反調査をして、それをかならず入国審査官が退去強制事由に該当するといふ認定をしておるかといふと、必ずしもそうでない事例もあります。それは、そもそも「法律一二六号」というのが、戦後、在日朝鮮人・韓国人の在留資格を一般外国人と違う扱いにするという事ができた訳ですが、その審議の過程で「入管令」に定める退去強制事由があっても、それは機械的に適用しないんだと、「入管令」の退去強制事由は貧困とか浮浪者とか、病予防法；云々とか「心身障害者」で国の負担はなっている者とか、そういう些細な事といふますか、当然、日本政府なり、地方公共団体が責任をもって保護しなければならぬ対象すらをも、そういう退去強制事由に該当するんだと事を書いている訳です。審議の過程で、そういう人については、退去強制手続を進めないという事を政府も答弁し、そういうふうな取扱いが現実に行なわれているようです。そうだとすれば、法律に退去強制事由として書かれておる事実があっても、手続きを進める場合と進めない場合があることになる訳です。進めるといふ事はこれは「認定処分」をするという事ですから、「認定処分」があれば「法律一二六号」該当事者の人は現在の入管の法律構造—行政訴訟法の建て前ですと「法律一二六号」は認定処分のあった時から、「協定永住許可者」は認定処分のあった時から在留資格は全てなくなつて、後は法務大臣の「煮て食おうと焼いて食おうと勝手だ」という内容の自由裁量のもとにおける「特在」をも

らう事を考えるしかなくなるというおかしな結果になる訳です。

一方では進めないという取扱いをしながら、一方では事実があれば必ず機械的に退去強制手続を進めるんだという。進めるということ、資格がなくなるという事であるというふうになっておいて、かつ、裁判で争そわないでそうなると手続きが不備であって、その不利益を被るのが、当該外国人であると政府であれば答えるでしょうが、実はこれは在日朝鮮人・韓国人、中国人以外にない訳です。そういうものとして現在の入管の手続きがある訳です。我々はそういう手続きについて、先程申しました常識的な考えから出発して、かつ事態を歴史的な事情、あるいは現在の申君を取巻く個人的な事情を考えても、申君が「協定永住許可」を失なわなければならぬ理由がないのではいか、つまり、うまくいって「特在」というのであれば、この「特在」というのはよく知りませんが、3ヶ月とか6ヶ月の在留期間というのがあって更新される場合もありますが、そういう期間が限定されている。また活動についても制限なり条件が、法務省なり地方の役人から多々つけられる。

「あなたは外国人であることを良くわきまえて行動しなさい」「外国人であって日本におるといふのは恩恵なんですよ。ちょっとでも私の気にいらぬ事をすれば、期間更新をやめますよ」というふうな、非常にどう喝的な政策の下に進められる。そういう不利益を甘受する必要があるのか、甘受しなければならぬのか、比喻していいかと、不安定な地位と「協定永住許可」というある意味では、これは客観的に、戦前から引き継ぎ住んでいる人とそれから一九七一年までにそういう人の子供として生まれた人に

は無条件に資格が取得できる「協定永住許可」―活動制限もなければ、もちろん期間も、この「協定永住」と「一般永住」をくらべても「一般永住」というのは、私も何がしたいのか理解に苦しむ訳ですけれど、「素行が善良であって独立の生計を営むに足る資産を持って、なおかつ、国の利益に合致する人」にはじめて「一般永住」を出すという。相当の政治資金でも出さなければ「一般永住」が許可されないという気がします。そういう数々の条件があってはじめて許可される「一般永住許可」と、客観的に見て、引き続き日本に住んでいて「韓国籍」をもっている、そういう事実があれば、国が許可しなければならぬとされておる、「協定永住許可」というのは誰が見ても違ふという事が、利益を比較すれば、格差があるのではないかと気がする訳です。

*

ここで問題になるのは、それでは「一二六号」の人達は保護されなくてもいいのかという議論が出てくるかと思いますが、それは私が先程から申し上げているところから理解していただけたらと思うんですが、現実には日本政府の朝鮮分断政策といえますか、反共防波堤として韓国政府と手を結び、また援助する事によって、自らの利益を守ろうとする日本の政府権力者の特殊利害のために「一二六号」という、ある意味では戦後そのものといっていると思います。何が整理されていない不安定な地位にいていてという事があります。現実には在日朝鮮人の闘いによって相当強いのになっており、そういう「一二六」についても、やはり内容的においては「協定永住」と同じようなものとしてとらえなければならぬと考えています。そういう「協定永住」というものが、

今回の申君の場合に、入国警備官の調査から始まる機械的・形式的な認定から始まる退去強制手続きによって、すでに現在、奪われているという事態がある。

*
みなさんも、お気づきの事だと思えますが、申君の現在の身柄というものは、本当は在留資格がないので、退去強制されるべきなんだけれども退去強制手続きの執行が停止されておるにすぎないのです。本当は大村収容所で取り消し訴訟といいますが、この裁判が確定するまで大村収容所にいるべきなんだけれども、これは国側の言い分を借りるとですが、裁判所で収容手続の強制執行の問題が出てくると困るので仮放免しろという事だと思えますが、という事は、法的には在留資格は全くない訳ですね。まあ仮放免という事で、期間更新を受けにしているようですけれど、それでも「特別在留許可」と現在の事態とどちらが彼の行動の自由・生活の自由にとって恵まれているかというと、一概に現在の方が悪いんだという事も云えないような現実の問題が出てきている。で、そういうふうな中で私たちは、まず申君の身柄を日本に居てもいいんだという状態に法的に戻さなければならぬと考えている訳です。その具体的な理由というのは「地位協定」に基づく「合意議事録」を我々が我々なりに内容を盛りこむべきであるというところからきている訳です。

*
時間があまりないようなので、このへんでしめくりたいと思っておりますが、いままで申し上げたように裁判というのは、その主とした課題が相当大きいし、初めての課題に取り組んでいるもの

であるという事もあります。しかし常識的に当然な事が裁判所でも認められなければならないという前提はいささかも間違っていないと思えますし、そのためには「合意議事録」の解釈というふうな法律では云われる訳ですが、常識的には申君をとりまくあらゆる状態、日韓両国の歴史的な責任・問題というものを考えるならば、申君をいま、韓国に退去強制手続きで帰すという事が、我々の民族性・人間性にとってどういう意味をもつかという事を考えるならば、そういう理解を我々自身もより広めて、それを裁判所の考え方にしていくという運動を更にもり上げなければならぬと思えます。朴君の時にも、今日、朴君の裁判闘争を担われた方がこの会場にも、数名いらっしゃいますが、はじめは裁判を中心にして、悪くいうと裁判しかないというふうな運動であったことも事実です。しかし裁判の終盤には完全に運動は自立した運動として、むしろ裁判を引っぱり、裁判は単なる補完物、という用語弊があります。そういう最低線を確保するものとしてあった訳です。現実に裁判が終っても運動は終る事なく、あらゆる面で裁判でとった以上の質的にはとても比較にならない物を勝ちとった訳です。そういう教訓が教えるように、この運動は敵が「日立」というものよりも、もっと大きい「国家権力」であるという事もあります。申君の在留資格を元に戻させ、あるいはもっと広い意味で在日朝鮮人・韓国人が日本の中で外国人として外国人らしく生きることでできる社会を作るための運動を作っていたらいいと思います。私共もみなさんの御批判や御譴責をいただいていたこの裁判にも勝って、より一層運動が発展するように頑張る積りです。

本日はどうもありがとうございました。

(了)

連帯のアピール

在日韓国青年同盟兵庫県本部

先程から、日本の方そして韓国人の申京煥君を支える会の皆さん方の報告の中で聞いていると思うのですけれども、結論から言いますと、この問題といえますのは基本的に申京煥自身の問題であるという事と同時に、在日韓国人六〇万、そして六〇万を含む本国にいる全同胞、そして最後に日本人一人一人の問題だという事ができると思っています。具体的には、申君の生きざま、申君の育ってきた生い立ち、ほくら在日韓国人の生い立ちと寸分違わないのです。こういった申君が犯罪にまで進んでいった経過というのは、申君がかかってにやっていたという問題ではなくて、現在日本政府が行なっているところの戦略に基づく政策、そして過去から一貫した、明治以後からずっと一貫した朝鮮侵略政策の中で出てきた、当然出てくるべくして出てきた問題だと思っています。

これからもどんどんこういった問題が出てくるでしょう。日本政府の体質、韓国政府の体質を変えていかないかぎり……。それから、これは戦ってきた中でしみじみと感じてきた訳ですけれど、やはり、申君の問題が解決される時、本来の意味で解決される時というのは、祖国が本當の意味で民主化されるときだと言いつてもいいと思います。そこらあたりは、ここに参加している皆さん方も十分理解していると思えますけれど……つまり一口に言うと、差別と侵略は一枚の紙でいえば表と裏の關係にあるんですよ！ 常に一体なんですよね！ とりわけ明治以降の日本の歴史を見れば一目瞭然なんです！

最後にこれからの問題なんですけれど、まず我々の戦って行く側がどれ程団結し、相互批判をくり返す中でより大きな意味での社会問題化していくかにかかっていると思っていますよ。これは一口に言ってしまうえば簡単なんですけれど、このことを共にかみしめていくこと、そのことこそが申京煥君の問題を真に解決していく大きなかめになるのではないのでしょうか。

在日韓国学生同盟大阪・京都・兵庫地方本部

親愛なる在日同胞の皆さん、そして日本国民の皆さん、去る七年十一月二十八日、協定永住権者強制退去第一号として強制送還されんとした申京煥氏の事件は、全体在日韓国人に永住権問題、あるいは法的地位問題に対する多大な動揺と不安をまき起こしています。六四年以降、在日同胞法的地位要求貫徹闘争を継続的に闘って来た私達^{（注）}在日韓国学生同盟は、日本政府当局によって画策された申京煥氏事件に対して、民族的憤怒を禁じえるものではありません。申京煥氏は高校を卒業と同時に民族差別という厚い壁の前に就職を拒否され、深い挫折感のなかで仲間^{（注）}に誘われるままグループ窃盗事件を起こし、当時、金嬉老事件直後の反韓国人キャンペーンの吹きすさぶなか、主犯でもなく、まして未成年であったにも拘らず懲役八年の量刑をうけたのです。私達韓国人にとって忘れることのできない過去三十六年間の日帝侵略において日本への渡航を余儀なくされた申氏の父は、過酷な労働のため危篤で倒れ、病弱な母を持つ申京煥氏の生い立ち^{（注）}は在日韓国人六〇万人の歴史と現実が表現されているのです。まして服役中は模範囚として過ごし、ガス浴接免許、三級自動車整備士免許を取得し社会復帰に備え、刑期満了を待たず五年半で出所することのできた申京煥氏に対して、社会的死刑にも等しい一片の退去強制令書を全く事務的に発布した日本政府の姿勢は、在日韓国人の歴史的存在を抹殺せんとする暴挙であり、在日韓国人に対する一貫した敵

視政策の強化であると断言せざるをえません。法的地位協定についての韓日合意議事録第一項にある、協定永住権者の退去強制は人道的見地からその者の家族構成、その他の事情について考慮を払うとした規定は、病身の両親を養わねばならない申京煥氏に直ちに適用されねばならず、法務大臣の自由裁量権の乱用、担当審議官の全く義務的な態度に顕著なごとく、日本政府の一貫した抑圧姿勢を私達は民族的怒りをもって糾弾するものです。またこの事件は法的地位協定自体の矛盾の今日的表現でもあります。去る六五年、本国同胞の汎国民的な決死的、韓日会談反対闘争を暴圧的に押し切って調印された韓日条約は七三年以降本国同胞達の果敢な反ファッショ反朴民主化闘争によって叫ばれる屈辱的韓日隷属関係の端緒となったものであるならば、在日同胞の犠牲を強いた法的地位協定及び韓国政府の在日同胞棄民化政策こそ申京煥氏事件を生み出すものなのです。

法的地位協定締結時、李東元外相は「三千万同胞のために六十万同胞は犠牲になれ」といつてのけたが、本国の愛国的学生の果敢な民主化闘争は六十万同胞の犠牲が三千万同胞のためではなく、韓日執権者層、一部特権層のための犠牲であったことを明らかにしています。日本という地域において、差別と偏見のなか、民族的誇りと自覚をもって生きることの困難な在日韓国人に対して、真の韓日関係と民族権益の立場に立脚した保護政策を省みず、棄民化政策及び在日同胞社会への不当な権力介入に汲々とする反民族的ファッショ的現政権に対して厳しい糾弾の声をあげていかねばならないのです。そしてこのような本国の政権の棄民化政策および在日同胞社会への不当な権力介入は、在日同胞の権益擁護を

重大な使命とする在日大韓民国居留民団をしてその機能を規制せしめ、全くの本国政権の御用機関と改変してしまつたのです。

その事は申京煥氏事件に対する居留民団の全く不誠実きままりない態度にも如実に表わされています。六九年八月二日韓日共同コミニケが発表されるや居留民団は法的地位協定の問題を残したまま、法的地位要求貫徹のスローガンをなしくずし的に永住権申請促進に塗り変えていき、三十万人の在日同胞が永住権を取得しました。そこで私達は、とりわけここに参集された在日同胞に強く訴えます。当時、数々の居留民団による協定永住権バラ色宣伝の所産が申京煥氏事件であつたならば、居留民団はまさに自らの責任としてとらえねばならず、この居留民団による永住権申請運動は一方で露骨な本国の公館権力の介入を招く地ならしであつたという政治的背景をもっていました。事実、自ら「維新民団」と称し、本国権力に追随し、金大中事件以来、バスポート発行義務をたてに在日同胞の民族諸権益擁護に誠実に取り組もうとはしません。今日、全体韓民族の課題は反ファッショ反朴反民主化闘争であり、現維新独裁体制を打ち破ることなく韓民族の歴史は一步たりとも前進することがないという冷徹な認識をもつならば、もはや在日同胞を管理抑圧するための本国権力の出先機関と化した現「維新民団」の反同胞性を糾弾することにより、民団民主化闘争を押し進めることが、在日同胞権益擁護の観点から切実に要求されているのです。

以上述べてきたごとく申京煥氏事件は在日同胞六十万人全体の問題であり、また今回の事件に顕著な日本政府の抑圧追放政策の強化、日本独占資本新植民地主義的対韓侵略の強化を図謀してい

るように本国の維新独裁体制とそれに抗する反ファッショ反朴民主化闘争を中心とする全体民族状況は、在日韓国人の権益問題にとって極めて不可分な問題であるのです。このような意味において私達在日本国学生同盟は、反ファッショ反朴民主化闘争を貫徹する上において、極めて現在の課題として在日民族民主運動体の結果が要求されており、権益擁護闘争・民団民主化闘争を全在日同胞の課題として闘いながら本国に支援連帯していかなくてはならないと考えます。そして民族権益擁護闘争を反ファッショ反朴民主化闘争との有機的関連のもと、全ての在日同胞が申京煥氏に對する不当な措置を糾弾し、私達在日本国人の権益擁護にまい進されんことを切に訴えます。

在日大韓基督教青年会全国協議会

言わなければならぬ事、思っていた事は韓学同、韓青同の方が話されたので、最近の私の経験のなから、特に在日同胞の解放を志向し、ひいては本国の民主化と祖国の統一に貢献しようと思つておられる多くの在日韓国人の皆さんにアピールしたいと思つています。

申京煥氏とその家族の歴史というものはまさに私達在日本国人の歴史の縮図であると思います。そして申京煥氏の様々な発言に見られる彼の痛みは私達が味わってきた痛みであり、我々在日本国人人二世をも含む集中的表現ではないでしょうか。私達が共有してきたはずのこの申京煥氏事件に表われた問題を、私達を含めた

多くの在日同胞はどのようにとらえてきたでしょうか。我々教会青年のごく限られた経験のなかで一般化することはできませんけれども、私達教会青年は、この二週間全国から選ばれて集まった青年約十人が猪飼野に二週間泊まり込み、猪飼野のなかで、ある者は労働し、ある者は調査し、ある者は足を棒にして家庭訪問し、そういう活動をしています。その活動を通じて私達が知ったのは、まず我々自身があまりにも在日同胞の現実を知らなかったというそういう反省とともに、同胞の一人一人に申京煥問題をつきつける時の彼らの反応です。在日同胞の反応は私達が期待するほど関心を示しません。そしてある意味で、署名することに恐れを感じています。すなわち日本政府に恐れを感じているわけです。私達はそのような同胞の反応の中から、そのような同胞のある意味での無関心はいったい何を意味するのでしょうか。この日本の社会構造の中で我々在日同胞は一人一人がばらばらにされ、ばらばらにされた現実の中で一人一人がいたためられ、あるいは殺されてしまふ、そのような現実に対して、そのような構造をつくって来た日本政府は、あるいは日本の支配者達は、私達をそのような構造の中で抑圧してきました。私達是在日同胞は一步一步後退を余儀なくされた長い歴史の中で、実は私達を抑圧する支配者達の論理と文化とそして彼らの言葉を身につけてきてしまったと思えます。ある同胞は、「私達は外国に來ているのだからそのようなことを言っても仕方がない」と言っています。そのように日本政府が言う居直りの論理を、そのまま私達是在日同胞の多くは身につけてきてしまったのではないのでしょうか。法務省あるいは日本政府と同じような論理でものを考えるようになってしまったこの同化の現実の

中で、申京煥氏の裁判は、そのような現実に真向うから挑戦するものであったと思います。この裁判を通じて、裁判を支える私達も、眞実の内実を形作っていかなければならぬと思えます。

この申京煥氏の闘いの勝利というものは、ただ単に裁判上での勝利ではなくて、そのプロセスを通じて、申京煥氏が、そしてそれにかかわる我々在日韓国人が、どのような状況にあるとしても、韓国人にとっては生きぬくという決意とそしてその生き方を保障する我々の結びつき、共同体を構築していくことだと思えます。この申京煥氏事件に対して韓国の教会から、あるいは韓国の民主化運動を担っている同胞たちから支援の表明がなされました。しかしこのような支援の表明は在日韓国人かわいそうだからという意味での表明ではなくて、まさに同じような苦しみの中で、闘っているその人間に対する同じく闘っている人間からの連帯の表明であると思えます。これが本来、連帯のあるべき姿だと思えます。私達韓国教会青年会は韓国の教会闘争から学んだ教訓を活かして、申京煥青年を支える在日韓国人キリスト者の会というのをつくりました。私たち教会青年は在日同胞の地域にある教会を中心に在日同胞を理解する家庭訪問を行って、その家庭訪問を通じて申京煥氏問題を情宣してきています。そのような地道な作業のなかで、一人一人の在日同胞との結びつき、そして、問題意識の共有化をはかることによって我々の共同体をつくらうとしています。そしてそのような共同体が、すなわち私達是在日同胞の力になるのではないかと思います。

最後に日本人の皆さんに連帯のあいさつを述べたいと思えます。この問題に対して韓国人との連帯というのを極めて眞摯に、厳し

く考えておられる今日ここに結集された日本人の皆さんに、韓国人の一人として敬意と感謝の念をおぼえずにはいられません。極めて個人的なことを一つ提起して終りたいと思うのですけれども、私達が猪飼野をまわっている時に、一人の日本人の家をまわりました。その日本人は六畳で六人家族です。その人はある意味で韓国人と同じような、あるいはそれよりひどい生活をしている日本人ですけれども、その人が非常に大きな韓国人に対する蔑視感を持っていました。韓国からわざわざ大阪にまで来て、どうしてあんな大きな顔をしているのか、さっさと帰ってしまえばよいではないか。朴鍾碩君は就職差別されたというけれど、私はこの猪飼野に住んでいるというだけで、日本人であるはもかわらず朝鮮人と同じようにみられて就職を断わられてしまった。ある人は、ホステスの人でしたけど、夜、店が終って客に送ってもらう時、猪飼野に住んでいるのがわかると恥かしいから、わざわざ、猪飼野にある自分の家を素通りして大池橋まで行ってそこで下ろしてもらって、またタクシーで家に帰ると言っています。そのような日本人が本当に苦しい生活をしている日本人です。そこに私はこの日本社会の差別の構造をまのあたりに見たような気がしました。ではその日本人は我々にとって、あるいはここに居られる日本の方々にとっていったい何ものなのでしょう。その日本人にかかわっていく人間は一体誰なのでしょう。そのような事を考えるなかで私自身も、我々教会青年も韓国人と日本人との真の連帯のあり方について考えていきたいと思えます。

在日外国人の人権を守る会 桑原重夫

「在日外国人の人権を守る会」「尼崎在日同胞の人権を守る会」「民族差別と闘う関西連絡会議」を代表して……

今紹介された三つの団体でありますけれども、それは日本人と在日韓国人とが一緒に作っている支援団体ですので、それをまとめて一つのアピールをするという事は乱暴な話でございます。しかしながら、そこで持っている共通の問題を訴えて、我々がどういふ闘いを展開しようとするのかという事を簡単に申し述べて、我々のアピールにかえます。

これは、一つは先程KOC韓国キリスト青年教会の高君の方からも訴えがありましたように、在日韓国人の現実というものを、それがもたらしている極めて深刻な差別の実体、或は人権侵害の実体、そういうものに深く踏みこんでわけ入りながら、そういうものの実体を把握して正当な状態にそれを戻すという事を聞いていきながら、一体いいうものもの根底に何があるんだろかという事をそれぞれの立場からかわっていつて把えてゆきたいという、こういう願いで運動している団体です。

在日外国人の人権を守る会は、もともと入管闘争から始まった団体でありますけれども、単に入管闘争だけじゃなしにそれを生み出す母体である日本社会の差別性、差別構造というものをどこ迄も追及してゆかなければならないという所から、先程申しました関西における現実という事を明確にふまえてそれを聞いてゆこうとする、例えば申京煥君の問題もそういう所から決議しておりますし、最近では住宅要求問題、韓国学園問題などにかかわ

てゆきながら、単にそれをそれとして解決するだけと違って、その根本にある日本人社会の差別構造にかかわっていることとする、そういう運動をしている団体であります。

尼崎の在日同胞の人権を守る会は、それを受けて今の日本社会における同化の現実から、差別をどう受けるかという事を基本的に据えながら、住宅問題などの要求をしている団体でありますし、それから、民族差別と闘う関西連絡会議は、朴君の闘争を受けて、この就職差別、同化差別と更に闘いを展開しようとする姿勢でやっている団体です。

問題点としては、どこまでも、在日韓国人の民族性獲得、あるいは主体性回復の運動に連帯してゆきながら、いったいそういうものに介入する日本の差別構造というものを、日本人としてはどういう視点からとらえるかという事が大きい問題となって来ます。それとまた、在日韓国人としては特に同化・差別の激しい現実の中においてこれをどうとらえるかという事を、それを問題に

してゆきながら、共通にそういう所から日本という差別社会に対する闘いを挑んでいこうとすることにあるわけなんです。

具体的には申京煥君の闘いに對する連帯にいたしましても、あくまで在留権の獲得という事を主張してゆきながら、そういう、そもそも協定永住権とか在留権というものを持っている構造のおかしさに對して迫って行って、日本の歴史と現実の差別構造を批判してゆかなければだめだろうという質も持っておりますし、これは韓国の民主化闘争に對する連帯と申しまして、この在日という現実のもたらす重みを忘れた連帯はあり得ないのではないかと思います。連帯は、大阪の現実の在日韓国人の問題を闘い切ることを通してしか言えないと考えます。こういう視点から、各々日本人は日本人の立場から、韓国人は韓国人の立場から闘っています。今後その闘いを続けてゆきながら、民主化闘争と申君の闘いに連帯してゆくことを意見表明して、アピールにかえます。

- ① 申君支援運動資料集 Ⅸ 1 — 公判準備書面ほか — 一部三百円。 残部僅少。
 ② 申京煥君を支える会・全国ニュース 創刊号 (75・12・15 発行) 一部百円。
 ③ 申京煥君を支える会・ニュース (宝塚事務局発行) Ⅸ 1 5 7 は合本あり。 一部三百円
 ④ 申京煥君を支える会関東連絡会ニュース 東京都渋谷区西原 1・19・3 城西教会
 ⑤ 仙台申京煥君を支える会ニュース 仙台市中央郵便局私書箱 168 号
 ⑥ 申京煥君を支える会東海連絡会ニュース 名古屋千種区不老町名古屋大学経済学部 301

斉藤日出治気付

申京煥君關係年表

(申京煥君關係事項)

一九二二 申基伯氏单身渡日。国では小作農をしていたが、土地調査事業などで食べられなくなり、北海道開拓へ。金弼連氏以後七年間申基伯氏の両親を養う。

一九二九 1月10日 金弼連氏夫のもとへ。旅費(釜山→東京)二十円の他に二十円の金を持っていた。申基伯氏は土方、金弼連氏は内職をしながら、横浜・鎌倉などを転々し、暮れに大阪に来る。

一九三六 兄、申潤煥氏出生。

一九三九 日本名吉田。その他に中田・平山などの日本名があった。

一九四八 1月15日 姉四人兄一人の第六子として、宝塚にて申京煥君出生。

(関連事項)

一九一〇 日本、日韓併合条約を強制。総督府設置。土地調査事業開始(一八年完了)

一九一四〜一八 第一次世界大戦。

一九一九 反日3・1独立運動おこる。

一九二〇 産米増殖計画。

一九二三 関東大震災。朝鮮人が多数虐殺される。

一九三九 創氏改名の強要。第二次世界大戦おこる。

一九四一 大平洋戦争おこる。

一九四五 8月15日 解放。

一九四八 4月3日 濟州道人民蜂起。
8月15日 大韓民国成立。

- 一九五三 4月 家から歩いて三十秒の宝塚韓国小学校へ満五歳で入学。神童とさわがれる。そのため六年間のどこかで一年留年させる予定を無視し、そのまま順調に卒業。
- 一九五五 9月16日 兄、潤煥氏交通事故のため死亡。
- 一九五九 4月 宝塚市立第一中学校へ入学。いつの間にか名前が申京煥氏から平山勝夫に変わる。先生もアツと驚くIQ抜群のわりに成績のびず。
- 一九六二 4月 兵庫県立有馬高校へ入学。神童も成人すれば何とやらというが、十四歳にして。他に行く所がなくて、有馬高へ行く。
平山から本名へとまた、いつの間にか変わる。
- 一九六四 初恋の女性に韓国人という事で失恋。自殺を真剣に考える。
一つ受けた就職試験も、友人は合格し申京煥君は不合格であった。
- 一九六五 3月 一七歳にて有馬高を卒業。就職先もなく実社会に放り出される。
- 一九六六 8月 運転手などをしながら、静岡にて強盗犯罪を犯す。
- 一九六七 8月1日午前五時二分、宝塚署員に逮捕される。

- 一九五〇 9月9日 朝鮮民主主義人民共和国成立。
- 一九五〇 6月25日 朝鮮戦争始まる。
- 一九五一 入管令公布。
- 一九五二 4月28日 サンフランシスコ条約発効。
- 一九五三 7月27日 朝鮮戦争停戦協定成立。
- 一九六〇 4・19革命。
- 一九六一 5月16日 朴正熙ら軍事クーデターをおこす。
- 一九六五 6月22日 韓日条約調印。
- 一九六六 1月17日 法的地位協定発効。入管特別法施行。協定永住許可申請開始。

一九六八 5月14日 静岡地裁で懲役8年の判決をうける(罪状は「強盗致傷罪」)

ただちに東京高裁へ控訴。

10月16日 東京高裁で控訴棄却。刑確定。中野刑務所へ移送。

12月 茨城県水戸少年刑務所(別名関東の網走刑務所)へ移送。(バブ研磨工)

一九六九 6月 島根の松江刑務所へ移送。(施盤工)

8月30日 松江刑務所長から広島入国管理事務所入国警務官に通報。

10月2日 協定永住許可書交付される。

一九七二 3月 山口県岩国刑務所へ移送。自動車整備士訓練を優秀な成績で終了。

一九七三 6月27日 広島入国管理事務所入国審査官に事務引継ぎ。

7月2日 広島入国審査官(琴尾守)から出入国管理特別法第6条第1項第6号に該当すると認定される。退去強制の「認定処分」||協定永住許可の剝奪。即日、口頭審理請求。

7月18日 広島特別審査官から、入国審査官の認定に誤りはないとの判定を受ける。即日、異議申立(法務大臣・田中伊三次)

9月9日 異議申立は「理由がない」との法務大臣の裁決により却下。

12日 裁決結果を申京煥君に通知。

14日 退去強制令書発布。

20日 岩国少年刑務所を仮出獄と同時に大村収容所に移送。(年上の

女性に恋する)

10月9日 妹、申点粉さんの嘆願書が提出される。

10月中旬 「申京煥君を救う会」結成

11月 送還者名簿で申京煥君を発見。

11月12日 申さんの家族(母・妹)他二名上京し法務省・東京入管局に嘆願。

一九六八 2月 静岡で金婚老事件おこる。

一九七一 1月16日 協定永住許可申請うち
きり。

一九七二 7月4日 南北共同声明。

11月14日 法務大臣の裁決の取消し及び退去強制処分の取消しを求める訴訟の提起。(訴訟代理人・中平健吉弁護士)

22日 退去強制の執行停止の仮処分が認められる。

28日 申京煥君の強制送還予定日だった。

一九七四

1月25日 第1回公判(東京地裁高津環裁判長係)

1月 「救う会」を「申京煥君を支える会」に改称。

2月19日 申京煥君、大村収容所から仮釈放。待望の自由(?)を得て帰宅。

22日 第2回公判。

4月5日 第3回公判。

5月24日 第4回公判。被告国側の答弁書提出される。裁決に違法はないと主張。

と主張。

7月2日 第5回公判。新訴訟提起。出入国管理特別法6条に該当するとした入国管理官の認定は違法であると主張。

8月12日 被告国側の答弁書提出。入国審査官の認定については訴訟の対象にならないと主張。

8月27日 第6回公判。新訴訟についての原告側準備書面提出。

11月7日 第7回公判。

12月26日 第8回公判。

2月10日 第9回公判。

3月24日 第10回公判。

一九七五

5月12日 第11回公判(内藤裁判官に交代)

9月22日 第12回公判。

一九七六

2月27・28日 関西での出張公判

編集後記

☆ 75年3月30日の《申京煥君を支える会・関西大集会》の記録集をお届けします。発行が大巾に遅れて申し訳ありません。

☆ 76年2月27・28日の関西出張裁判が決定しました。全国の支える会の仲間と全力で取り組みます。(各地支える会の連絡先は、33ページにあります。)

1975年12月末日 宝塚事務局

申京煥君の強制送還を許すな！

1976年1月10日発行 資料集 №.2 200円

編集・発行 申京煥君を支える会 宝塚事務局

連絡先 兵庫県宝塚市福井町11の1 宝塚福井教会内

☎ (0797)71-1591

(振替・神戸 73350・申京煥君を支える会)